

『オシアナ』における統合と拡張

—ジェームス・ハリントンの属州論における平等性の観点から—

竹 澤 祐 丈*

目 次

1. はじめに
2. 『オシアナ共和国』の議論の重層的な構造
3. 第28-30基本則の概要と執政卿による解説
 - 3-1. 属州に関する基本則
 - 3-2. 「適切な」制度の確立と平等性
 - 3-3. 属州統治における平等性
4. ハリントンの属州論
 - 4-1. 共和国拡大の三つの方法
 - 4-2. 主導権付き非対等型連合
 - 4-3. パトロンとしての宗主国オシアナ
 - 4-4. 宗主国の真の条件としての土地均分相続法
5. まとめにかえて：ハリントンにおける属州とは？

1. はじめに

主著『オシアナ共和国』（1656年、以下『オシアナ』と略記）においてジェームス・ハリントン（James Harrington, 1611-1677）は、オシアナ（狭義にはイングランドのみの、広義にはイングランド、スコットランド、アイルランドを統合した存在の呼称）を、マルペシア（スコットランド）とパノピア（アイルランド）という名の二つの属州 province を統合する複合共和国 composite commonwealth として描き、他方では、新しい海外領土の獲得

* たけざわ・ひろゆき 京都大学大学院経済学研究科准教授

に関する議論を含む拡張型の共和国と位置づけている¹⁾。

これまでのハリントン研究においては、『オシアナ』における統合と拡張の各モメントの並存を、前者から後者への連続的な議論として理解してきた。つまり、英国の内部の植民地化（統合）論も、その外延の拡大（拡張）論もともに、イングランドという中心を共有する同心円状の領域把握を前提とする議論であり、しかも時間的・空間的に大英帝国形成に先行する議論がイングランド・スコットランド・アイルランドの統合論、そしてそれ以後の地理的拡大を拡張論という形で示されたに過ぎないとみなすのである。そこから、『オシアナ』は、宗主国オシアナの利益を追求するために内植民地から外植民地へと支配を拡大するための領土拡大的な帝国論として、あるいは、人類全体の自由の拡大を使命とする宗教ミッションの色彩を帯びた書と解釈されてきた²⁾。そしてこれらの解釈によれば、ハリントンにとって属州とそれ以外の海外領土とは本質的な区別はないのであり、その結果として、統合論を内包する拡張論として彼の議論を扱うべきということになる。

ハリントンの議論を基本的には拡張論とみなす以上のような解釈は、

1) Morrill (2006) によれば、スコットランド王ジェイムズVI世がイングランド王位を継承した1603年から議論が盛んになったイングランドとスコットランドの統合形態については、① 1536-1543年のウェールズ統合と同様の、スコットランドのイングランドへの吸収的な統合incorporative union、② 両国の対等な連邦的統合 federal union、③ 新しい国家の下に両国が完全に統合される型 perfect union の三つの類型が存在した (p. 25)。そして概略において、イングランドは①、スコットランドは②、そしてジェイムズ本人は③を望ましいものと考えていた (*ibid.*)。ハリントンの議論は本稿で議論するように、これらの類型を強く意識したものと言えるように思われる。

またハリントンの独特の呼称に関する名づけの含意や典拠については、Liljegren (1924) (オシアナ、マルペシア、パノビアについては、*ibid.*, pp. 227-231) や Nelson (2004), ch. 3 を参照せよ。

2) 前者の解釈は、Hill (1958), p. 295, Macpherson (1962), pp. 179-182, 浜林 (1984), 146頁、など、後者の解釈は、Russell-Smith (1914), pp. 67-68, Shklar (1959), pp. 677-678, Blitzer (1960), p. 172, Fink (1962), pp. 188-189, Zagorin (1997), p. 142, 浅沼 (2001), 236-242頁など。

ニコロ・マキャヴェッリ (Niccolò Machiavelli, 1469-1527) の拡張型共和国論からハリントンへの影響を主たる根拠とする。確かに、ハリントンはマキャヴェッリから多大な影響を受けている。両者はともに、属州と宗主国との望ましい関係、属州統治のあり方、自由の拡大と栄光のしるしとして勢力圏の拡大を位置づけることに関して、類似の議論を展開している。

しかしながらマキャヴェッリは、新領土獲得と共和国の拡大の必要性を一般論として論じつつ、獲得領土の分配を扱うものとして土地所有に関する法規 agrarian law を議論するのに対して、ハリントンは、新領土獲得を一般論としてではなく、むしろ属州マルペシアとパノピアに重点をおきながら、両属州の土地所有の問題と統治機構のあり方に関して、より詳細かつ具体的に議論を展開する。そこでは、土地所有に関する法規は、主として両属州のみを対象とする、土地相続に関する法として描かれる。このふたりの違いは何を意味しているのであろうか。

本稿は以下のように考える。すなわち、一見すると、海外領土一般の獲得についてのマキャヴェッリの議論をハリントンが完全に踏襲したように見えるけれども、実際にはハリントンはマキャヴェッリの議論を援用したに過ぎず、ハリントンによって事実上区別された海外領土一般と属州との相違は、われわれが自覚する以上に重要な意味を持っているのではないかと。管見によれば、この踏襲と援用のズレこそ、『オシアナ』が、イングランド・スコットランド・アイルランドの統合問題、いわゆる旧三王国問題への対応(統合論)をその議論の中核に持つ証左であると考えられる³⁾。つまりハリントンの拡張論を中心的主張とみなす通説は、ハリント

3) ハリントンの議論を以下のようなアーミテージの概括に照らすと、旧三王国以外の植民地の領有を前提とする18世紀以降の英国の議論よりは、むしろそれ以前の政治共同体論の特徴を多く有するに思われる。アーミテージによれば、1540年代にイングランドとスコットランドの関係を記述する言説として、「ローマによる植民地構想」が利用され始めたこと、そしてそれ以降、17世紀までは、イングランド、スコットランド、アイルランドの三王国に関する「拡張的でない共同体」を描くために用いられていた (Armitage (2000), pp. 7, 45-46: 邦訳 8, 60頁)。 ↗

ンにおける固有の統合論の存在、つまり、統合論と拡張論の位相のズレを見落としているように思われるのである。

そこで本稿は、ハリントンの拡大型共和国論における重点的主張が、旧三王国問題への処方箋、すなわち複合国家論としての統合論の提示にあり、拡張論は付加的な議論に留まることを明らかにする⁴⁾。

議論は次のように進められる。第一に、本論に入る前に、『オシアナ』の議論の構造的な特色を析出しつつ、しばしば憲法草案とも称される基本則とその前後に挿入された各種の演説の関係が、相互補完的であることを確認する。すなわち、基本則は、それを解説・敷衍する演説と一体で分析されるべきと考えられる。そこから、オシアナの偉大な立法者であり唯一の設計者でもある執政卿による属州に関する演説内容をもハリントン自身の見解とみなすべきことを確認する。第二に、属州に関する基本則とそれに関する執政卿の解説とを一体的に分析することによって、属州統治においても平等性が重要な位置を占めることを確認する。第三に、この平等性の議論は、旧三王国関係における宗主国の条件問題につながり、土地均分相続法の制定がそのメルクマールであるとハリントンがみなしていることを明らかにする。そして最後に、オシアナ共和国における植民地支配、つまりマルペシアとパノピアの統治方法とその目的が、(狭義の)オシアナの主導による複合共和国全体の安定性の確保にあることを確認する⁵⁾。

ㄨ また本稿の下になる研究報告の直後に、ハリントンの議論の特徴を「複合共和政帝国論」と呼ぶ本稿の問題意識と重なる視角での論考が岩井（2006）として発表されているが、本稿は、統合論と拡張論の関係について、さらに踏み込んだ分析を提示することを目的としている。

4) 本稿は、構造的な分析を中心とするガヴァメント論と、その制度形成的な分析を試みるガバナンス論の緊張関係で現代行政学の議論を展開された堀（2017）からも知的刺激を受けつつ、17世紀イングランドの思想家ハリントンの英国形成史論の分析を行っている。

また複合国家としてのイングランド、スコットランド、アイルランドの統合論の諸相については、岩井・竹澤（2021）を参照せよ。

5) オシアナにおける統合論と拡張論の関係に着目し、英連邦形成史の観点から歴史叙述を行うジェイムズ・フルード（James Anthony Froude, 1818-1894）もまた、非常に興味深いことに、ハリントンの共和国論が、そのまま現代帝国論につながらないことを十分

2. 『オシアナ共和国』の議論の重層的な構造

本論に入る前に、一般論として『オシアナ』が、様々に解釈されるひとつの要因を簡潔に指摘しておきたい。それは『オシアナ』という舞台装置が有する議論の構造である。

『オシアナ』は大別して、序論 preliminaries⁶⁾、共和国を設立・運営するための30か条の「基本則 order」、すなわち共和政を機能させる仕掛け(単に、憲法条項とも呼ばれる)に関する議論、そして帰結部から構成される⁷⁾。序論においては、著者ハリントンが自らの考えを述べる単層的な議論が展開されるので、そこで用いられる事例の含意の難解さや議論の複雑さが引き起こす解釈上の困難を除けば、ハリントンの意図を大きく誤解する余地はない。

これに対して基本則に関する議論は、複数の話者が登場する複層的な議論と、時間軸の異なる議論の二つが並存する重層的な構造を採る。第一の話者の複数性とは、オシアナが共和政を確立する過程でなされたとされる基本則の審議状況の議論や、基本則を支持する議会外の演説などから構成される形式に由来する。すなわち、各基本則に関する実際の審議で展開された(とハリントンが設定する)賛成論や反対論、そして必要であれば、立法者の再反論や最終裁定案の提示、そして基本則に関する議会外の賛否などを、それぞれの話者に語らせるという対話形式を採っている。

↘に認識している(Froude(1972), p.2)。

6) 序論は二つに分かれている。第一のものは、「統治の原理」と題され、ハリントンが参照すべきものとして重要視する「古代の深慮 ancient prudence」に基づく望ましい統治のあり方が、アリストテレスなどの思想家たちに言及されながら論じられる(161-187)。第二のものは、「古代の深慮」の逸脱形態としての「近代の深慮 modern prudence」と呼ばれる統治のあり方の勃興の歴史、すなわちオシアナ共和国の成立前史が提示される(188-207)。

7) Works, p. 160. 以下, Works からの引用は, 頁数のみ記載する。また浅沼和典の翻訳(部分訳)を参照したが, 必要に応じて訳文を改めた。

その舞台装置で活躍するのが、基本則の提案者であり審議の最終裁定者でもある「唯一の立法者」と、彼を輔弼する立法者会議の成員たちである。この「唯一の立法者」については、英国の共和国体制の立役者であり、国王の名を冠されないだけで事実上の単独統治者たる護国卿に就任したオリヴァ・クロムウェル（Oliver Cromwell, 1599-1658、作中ではオルファウス・メガレータと呼称）の権力掌握の実際の過程をなぞるかのような描写がなされている⁸⁾。

わが將軍閣下は、以上の点や、議会によって考案される以外の道筋を取る必要性を認識されていたので、軍隊を召集し、この序論で述べたことに適うような彼の見解を披瀝して、兵士たちの賛同を得た結果、議会はまもなく廃止された。そして、彼自身は、首都エンポリウムにあるパンテオン〔ウェストミンスター・ホール〕の大広間もしくは正義の宮殿において、軍隊全体の投票により、執政卿 Lord Archon もしくはオシアナの唯一の立法者 sole legislator of Oceana とされたのである。この部分〔序論〕を終えるにあたって、舞台の上に一人の人物が登場させられたわけであるが、この人物の名声は決して幕を下ろすことはないであろう（207）。

そしてこの「唯一の立法者」を助ける目的を持つのが、立法者会議である。

執政卿が創設されたので、古代の深慮の宝庫を探りその隠された財宝に新しい光を当てるために、彼を補佐する五十人の選良が付け加えられて、彼らにも立法者の称号が与えられた。そして、彼らは、執政卿が唯一の執行役であり議長である評議会に集うことになった（207）。

では、基本則に関する議論の複雑さを構成する第二の要因である、時間軸の異なる議論の並存とは何を意味するのであろうか。それは、オシアナ

8) ハリントンの同時代におけるクロムウェルの君主的な権力の掌握過程に関する様相は、例えば、Woodford（2013）を参照せよ。

を実際に共和政として立ち上げる際にどのような困難や問題があったのかを解説している部分、つまり共和政が確立された後の問題とは明確に区別された、共和政の設立時のみに固有な問題に関する議論の存在である。つまり、ひとつの基本則に関する議論は、最終的に決定された基本則そのものと、実際に「オシアナ」が共和政を確立したときに行われたとする審議状況の描写、そして実際の基本則が導入された時のエピソードの三つの部分を含むのである。

結果として、『オシアナ』は、トマス・モアの『ユートピア』の登場人物モアが作者モアと同じかどうかという対話形式自体が持つ、著者の意図の把握が困難という側面を持ちつつ、共和政導入時に固有の問題と共和政モデルの描写とが混在する議論の構成を有している。すなわちハリントンの議論に関する対照的な解釈は、多くの場合、基本則に対する賛成論や反対論のいずれか一方を、あるいは、共和政導入時の演説を根拠とするなど、『オシアナ』が有する議論の複数性と異なる時間軸の並存という特徴に十分な注意を払っていないことに起因すると言える。

しかし改めて考えてみると、なぜハリントンは、上記のような解釈上の誤解を生みかねない演説部分や解説的部分を挿入して『オシアナ』を構成したのであろうか。実際に、Blitzer は、基本則という憲法草案としての部分のみを重視する解釈を採っている⁹⁾。ハリントンによれば、審議状況などを併せて提示する利点は、基本則そのものの理解を助ける点、そして臨場感を高める効果の追求にある。

わが執政閣下は、モーセやリユクルゴス以後、現在に至るまでの歴史のなかで、完全な共和国を一挙に導入・創設された最初の立法者であって、彼もまた、彼ら〔モーセやリユクルゴス〕と同様に、共和国案の執筆よりも、その実践もしくは活動に、より熱心であった。こうして、このモデルは、これに対する反対や疑義が表明・解決された立法者会議や審議委員会

9) Blitzer (1960).

での審議過程の全てを知らない人々に理解させるために必要な程度よりも、より簡潔で、そして、より少ない実例を伴って発布・公表された。したがって、[そのモデルの]全体をより詳細で完全に説明するために、発布された概要では削除された内容を〔補完的に〕提供するために、この共和国をむしろ実践的な立場から取り上げようと思う。そして、数年にわたる諸変革 revolutions において、この共和国〔がどのようなものであるのか〕については、既に説明が与えられている……が、各条文の根拠を示すために、立法者会議における立法者たちの議論や演説、あるいは、少なくとも、その統治の前提を最も良く示している部分だけは、各条文に付加したままの状態で省略しないことにする。また、この建造物〔共和国〕の設立・生起に使用された方法や手段についても、巨大な物体を動かした動力に関するある程度の知識がなければ、それらを良く理解できないであろうから、これらについても省略しないことにする。さらに、古代の深慮の宝庫から、石を切り出してこの建築物の敷石を敷き詰めた立法者もしくは職人の会議への言及を全く欠いたままだと、この議論の第一部〔第一序論〕の立証が不完全になってしまう（210）。

それでは、ハリントンの属州論に関して、上記の議論の重層性はどのような影響を与えているのであろうか。幸いなことに、『ユートピア』とは異なり、属州論に関するハリントンの対話形式とその解説的部分は、ほとんどの場合、オシアナ共和国の「唯一の立法者」である執政卿 Lord Archon が議論を解説しつつ最終的に裁定する形式、すなわちハリントンの意図を代弁する形式を採っている。換言すれば、『オシアナ』における属州論は、関連する基本則とそれに付加された解説的議論とを一体のものとして初めて、属州に関するハリントンの意見とみなすことができるのである。この構造を踏まえたとき、ハリントンによる属州に関する議論は十分に理解することができるように思われる。

3. 第28-30基本則の概要と執政卿による解説

3-1. 属州に関する基本則

属州に関する中心的な議論は、第28から30基本則の三か条で展開されている¹⁰⁾。第28基本則では、属州会議 the council of province が属州統治の行政的機能を担うべきことが規定され、その成員は一年任期で選挙される交代制を採り、同じく選挙で選ばれる属州行政官 (= 軍事総監) がそれを主宰する (318)。そしてそれ以外に選ばれるプロヴォストが、オシアナの元老院議員が国政レベルで有するのと同様の提案権を持つ (318)。また属州会議は、オシアナの執行機関である国務会議 the council of state に決議内容を上申し、また助言を受ける関係にある (318)。さらに属州会議は、オシアナ本国との交易に関する関税の徴収と実務、属州の行政機関職員や属州軍兵士の給与財源の確保とその実務、歳入の管理とその配分などが職務として規定されている (318)。特にマルベシアとパノピアの属州会議の「特筆される職務」としてハリントンが強調するのは、オシアナの(中央) 議会で制定された諸法規の厳格な運用と土地基本法の遵守である (318)。属州が宗主国の法規を遵守するのは説明の余地がないほど当然と言えるが、不可思議なことに、後者が特に挙げられている理由は判然とは述べられていない。

第28基本則に関する解説や演説を欠いたまま、続けて第29基本則が提示されている。そこでは、属州の軍制の詳細が規定され、500の騎兵と2500の歩兵がマルベシアとパノピアで召集・編成されることが述べられている (319)。そして本稿のテーマにおいて注目されるべきことは、ハリントンの次のような記述である。オシアナの元老院と民会によって新たな属州の

10) 第24基本則において、マルベシアとパノピアからそれぞれの代表者として、国政レベルの元老院に30名と民会に180名(騎士階層から60名、歩兵階層から120名)を選挙の結果に基づいて選出する旨が規定されている (286-287)。

設置が議決されたときは、その規模に応じて同様の属州軍が編成されるべきことが謳われている（319）。すなわちハリントンの属州論において重要なのは、軍事組織がない海外領土は、属州と呼ばれないという点である。

そして上記の点に関する追加的でより詳細な記述が、第30基本則でなされる。その冒頭には、『申命記』第20章第1節と、『サムエル記（上）』第30章第24節¹¹⁾とが合成された引用が置かれている。

あなたがあなたの敵に向かって出陣するとき、あなたがあなたよりも多い軍馬や戦車、軍勢を見ても、あなたはそれらを恐れてはならない。あなたとともにあなたのために、あなたの敵と戦った神がいるからである。そしてあなたは戦利品を分けるときには、戦いに出ていった者も武具とともに留まった者も同じ分け前を享受すべきことは法に慣習にも適うことである（319）。

上記の聖書からの引用に続いて、ハリントンはオシアナにおける戦利品一般の分配の詳細について具体的に議論するが、特に海外領土の取り扱いに関する特別な記述や、それを土地均分相続法との関係で論ずる箇所は存在しない。

ここまでの議論をまとめるならば、第28・29・30基本則で規定される属州とは、属州会議と属州軍とを持つ海外領土、具体的にはマルペシアとパノピアのみであって、海外領土の獲得が直ちに属州の設置を意味せず、また、戦利品の議論では海外領土に焦点が当てられているのでもなければ、それが属州の問題や土地均分相続法とは直接的に結び付けられているわけでもない。この点は、後段の議論との関係で重要である。

そしてこれらの三か条の後には、その含意をより詳らかに解説する記述が続く。その解説は、執政卿が軍隊の指揮官たちの前で「大演説」を行うという設定の下で、属州と宗主国の結合問題や、土地均分相続法と軍事問

11) ポーコックによれば、ハリントンは誤って『サムエル記（下）』を典拠としている（319, n. 1）。旧約聖書翻訳委員会（2004）、（2005）を参照。

題との関連に関する議論を扱っている。次節以降はそれを順に分析していきたい。

3-2. 「適切な」制度の確立と平等性¹²⁾

上記の三か条に対する執政卿の演説は、統治の秩序一般を語る際には周知のハリントンの三つの主張に関連付けながら、属州に関する議論を展開している。それらの主張とは、第一に、いわゆる拡張型共和国をオシアナが目指すべきこと、第二に共和政を崩壊させる二つの原因への対処の必要性、第三に、適切な統治制度の重要性である。

① 拡張型共和国としてのオシアナ

まずオシアナは現状維持型の共和国ではなく、拡張型を目指すべきだとする。しかし、そこから直截に属州獲得の必要性を説くのではなく、その中心的主張は、オシアナの発展のために必要な三つの様相——拡張に必要な規模の市民団の確保、適切な軍隊の設立・維持、そして適切な統合——の指摘にある。

そして、その指摘は、土地所有のあり方が政体を決定するという、いわゆる所有バランス論の枠組みのなかで論じられている。ハリントンによれば、地下茎が弱いと花頭も弱くなる（土地所有と政体の照応関係）ので、拡張型の共和国を目指すためには、その拡大を支えるに十分な土台が必要である。ハリントンはしばしば政体を樹木に例えて、その発展に必要な要件を論じているが、ここでもそれに倣って次のように例証する。それによれば、オークの木を植木鉢に植えられないのは、それが根を張るのに十分なスペースと枝を張るための十分な空間が確保できないからである（320）。さらにその後で、ウェルギリウスの『アエネーイス』第一歌287の「支配の及ぶ果てをオケアヌスに」を引用している¹³⁾。

12) 本節の議論の詳細は、竹澤（2006）を参照せよ。

13) ウェルギリウス（2009）、21頁。

② 二つの崩壊原因への対応

次に、ハリントンは共和政の維持の問題を、その崩壊要因の観点から、「自然的」すなわち「内因的」なものと、「暴力的」すなわち「外因的」なものの二種類に分けて、それぞれに対応する必要性を説く（321）。そしてハリントンは、古代イスラエルとアテネを後者の事例としつつも、それ以上の説明を行わず、その議論の重点は、主として、前者、つまり、共和政の「自然的」崩壊をいかにして防ぐのかに置いている（321）。

「自然的」崩壊の事例としてハリントンは、スパルタとローマを挙げ、その原因に相当するものを二つ指摘する。第一が、制度的な統一性の欠如であり、具体的にはスパルタの崩壊がこれに当てはまる（321）。ハリントンによれば、スパルタは、戦争向けの共和国ではあるものの拡大型共和国ではないので、「自然的成長 progress が自然的崩壊」を招く（321）。つまり「勝利のための腕という構造物が土台にとって過大」となったと説明する（321）。つまり、制度的な相互不一致とは、共和国の拡張性を支えるに相応しい土台＝市民団の規模を欠いたことを意味し、そのため、スパルタは必然的に崩壊したとハリントンはみなすのであった（321）。

第二の自然的な崩壊原因は、共和政ローマを典型例とする、共和国内部の不平等 *inequality* の存在である。この不平等性が、共和国の崩壊に向かう「闘争 *strife*」を惹起するのであり、共和政ローマにおける元老院と民会の争いを具体例としてハリントンは挙げている（321）。

これらの二つの自然的崩壊原因をともに除去するためには、共和国は一気に一人の立法者によって設立するという処方箋が不可欠であるとハリントンは言明するのである。

③ 適切な制度の重要性

しかしこのような、ハリントンによる立法者への期待は、決して手放しのものではなく、その万能性に対する一定の留保を伴っている。ハリントンにとって、共和国の安定のために究極的に重要なのは、適切な制度の確

立である。この点に関して、ハリントンは、わざわざその師マキャヴェッリに対して反論している。

その反論によれば、共和国が諸原理から外れつつあるときに原初の姿に立ち戻らせる人物がいれば、共和国は不死であるとするマキャヴェッリ(『ディスコルシ』第3巻第22節)は、次の点を見落としている(321)¹⁴⁾。それは、共和政の維持にとって重要なのは、その設立時の諸原理から外れるときの対処ではなく、その制度自体によって、あるいは、制度を通して道を外れていくという事実である。したがってこの側面を十分に認識した上での制度的対策を内包することが必要であるとハリントンは結論付ける(321)。つまりマキャヴェッリは、諸原理から外れたときにどうするかという問題の立て方をするのに対して、ハリントンは、諸原理から外れるような制度をつくらないようにするにはどうするべきか、という問題の立て方をしている¹⁵⁾。

適切に設立された共和国は、決して道を外れることはありえないし、また、不適切に設立された共和国は、仮に諸原理に立ち戻ったとしても、決して道を外れることから〔完全に〕逃れることはできないのである(321)。

したがって『オシアナ』の場合、立法者が活躍するのは、共和政の樹立の際だけである。

以上のような重要性を持つ共和国にとって適切な制度とは何であろうか。そして適切と判定する基準は何であろうか。この基準が、ハリントンによれば、平等性 equality に他ならない。そして、この平等性の確保こそが、オシアナと共和政ローマを分かちものであり、かつ、自ら提案するオシアナを最高・最善の共和国だとするハリントンの自負の源でもある。平等性は、君主制崩壊を必然化させるものであり、また「共和国を創出さ

14) 福田(2002), 39-43頁もこの箇所から、マキャヴェッリが参照したりヴィウスとの関係を興味深く議論している。

15) 福田(2002), 39-43頁。

せるもの generation, すなわちまさに共和国の生命であり魂」であるとハリントンはみなすのである（322）。

ここでハリントンが平等性と呼ぶものが何であったのかを確認しておきたい。平等性とは「正しさ justice」（322）であり、それは、端的には、能力・資質に応じた対等性を意味していた。ハリントンはアリストテレス的な人間観、つまり、潜在的に有している資質・価値に応じて人間を扱うべきだとしている。したがって人間には、その固有の価値に応じた何らかの階層性が想定されており、平等性という語の現代的語感が指示するような、一律に人間を扱うという意味での主張をハリントンが行っているのではない。あくまでも人間は、固有に規定されたそれぞれの能力に応じて扱われるべきだとしていた。当然ながら、そこには、個人や人間集団の能力主義を前提としつつも、ある種の区別が含意されているのが、ハリントンの平等性の概念であった¹⁶⁾。

このような前提の上でハリントンは、共和政を支える三つの核 orb（circle, circulation, centre, revolution など互換的に使用）を、政治 civil、軍事 military、そして属州統治 provincial であることを再確認しつつ、それらに共通して重視すべき原理を、平等性に置く（334）。そのような重要性を持つ、共和国における平等性は、具体的には、政治と軍事面においては、平等な土地均分相続法と平等な官職交代制とによって実現されるが、共和政を支えるもうひとつの重要な核である属州統治においては、平等性はどのようなものとして提起され、どのように確保されるのであろうか。

3-3. 属州統治における平等性

まずハリントンは、「正当な発展と拡張によって」ある統治体が属州を持つに至ったことは、「公正かつ誠実に土地を取得した者が借地人を持つ」

16) この点で、ハリントン自身は、万民を区別なく平等に取り扱うような「均質化 levelling」と自らの平等性が異なることに注意を促している。詳細は、竹澤（2006）を参照せよ。

ことが道理に適ったことであるのと同様に、何ら問題はないと言明しつつ (167)、共和政国家による属州の保持を肯定すると同時に、君主政などの属州統治とは区別された、共和政を採る宗主国に相応しい属州との関係があると主張する (322)。そこでカギになるのが、これまでの議論でも重要であった平等性である。この平等性は、人類全体の公正さと自由を拡大する能力を持つ国こそが、宗主国として属州を持つことが許されるという、属州と宗主国との適切な結合の議論においても用いられている (322)。

ハリントンは、共和政の成立に先だって存在したゴシック的統治 (政体としては、制限君主政) が、人類の公正さと自由とを阻害する重いくびきであったということを、『列王記 (上)』第十二章第十一節などを引用しつつ指摘し、このくびきから人類を解放するものこそが共和政とみなす (322-323)。したがって、

共和国は自らのためだけに設立されたのではなく、人類全体のための神の代行者 Magistrate of God として遣わされ、共通の権利と自然の法の擁護のために設立されたのである。[……] 共和国は、この世が公正に支配されるための地上における神のしもべなのである (323)。

そして、これまで再述してきた様々な共和政的な統治機構によって、オシアナを苦悩に満ちたこの世における「聖なる避難所」としてその支配を拡大することが可能になるとハリントンは言う (323)。この側面を、自由のための「革命輸出」であり抑圧民のための「解放戦争」の姿勢や宗教ミッションとみなす解釈も一定の妥当性を有すると言えるであろう¹⁷⁾。以上のように、宗主国と属州の関係を論ずるハリントンは、自由と公正さを拡大させるような複合共和国、つまり平等性に基づいた属州と宗主国との適切な関係を形成するためには、ここでもまたマキャヴェッリの宗主国・属州論を参照すべきだとするのである。

17) 本稿脚注2)の文献を参照せよ。

4. ハリントンの属州論

4-1. 共和国拡大の三つの方法

引き続きハリントンは『ディスコルシ』第二巻四を参照しながら、共和国拡大の三つの方法に関するマキャヴェッリの議論を紹介する¹⁸⁾。第一は、君主政型に倣った方法、つまり「くびき yoke を押しつける方法」で、アテネや後期スパルタが採用したものである（323）。第二は、対等連合型 equal leagues と呼ぶべき方法で、スイスやハリントンの同時代のオランダ共和国が採用した方法である（323）。そして第三は、「非対等連合型 unequal leagues」と呼ぶべき方法で、これまでのところ共和政ローマ以外では採用されてないものとする（323）。

次にハリントンは、それぞれの結合方法が持つ特質を以下のようにまとめている。第一の君主政型には二つの不利益があることを指摘する。それらは、ギリシャ世界を不断の戦争に陥れた対抗心 emulation を醸成したこと、そしてくびきを押しつける方法自体が彼らの諸原理（＝人間の自由の拡大）に反したことであった（323）。第一の不利益に関しては、再び植物の比喻を用いながら、あまりに密集して植えられた木々はお互いの成長を妨げることになるように、隣国が勢力争いをするような政治的・地理的に近接状況にある場合は避けられないものであるとしつつ、かつてのオシアナとマルベシアの争いや、フランスとスペインの争いを例示している（324）。第二の不利益に関しては、アテネが自らの利益だけを考えて同盟国をペロポネソス戦争に巻き込んでいった事例を挙げて、他国の利益を全く省みない側面が批判されている（324）。自国の拡大のために、神与の自由を、隣国をわなにかける餌とすべきではないとハリントンは批判するの

18) マキャヴェッリは、ハリントンの議論の順序とは異なり、第二、第三、第一の順に説明するが、第三の結合方法が有益であり、ローマの偉大さを支えた点については同様の解釈を採っている（Machiavelli (1998), pp. 135-138: 邦訳183-188頁）。

であった(324)。

これに対して第二の対等連合型は、「有害 mischievous」とまでは言えないものの、有用性を欠き、また連合の当事者にとってはその内部での主導権争いが生ずるなどの弊害や、連合の中心国が統治の主導権を持つことができず他の連合国の動向に依拠することになり、結果として連合全体の安定性を損なうような危険性を持つとみなす(324)。すなわち「主導国なき連合 a league without a head は、統治の放棄に他ならない」とまでハリントンは批判するのである(330)。

そして以上の対等連合型の問題点を克服したものが、かつては共和政ローマが採用した結合方法で、ハリントンはオシアナの属州統治において主として参照しようとする、主導権付き非対等型連合である。

4-2. 主導権付き非対等型連合

ハリントンは注目する、主導権付き非対等型連合とは、どのような結合方式なのであろうか。ハリントンはまず、この方法を高く評価する二つの理由を、端的に指摘する。第一に、宗主国と属州とは、それぞれの価値に応じた支配関係(=平等性を確保された支配形態)、つまり「主導権 patronage」による支配であること、第二に、属州と宗主国がともに自由の恩恵を受けることが可能になる点である(324-325)¹⁹⁾。以上の点の詳細について、「主導権」の内実を明らかにしつつ、ハリントンは非対等型連合の雛形たる共和政ローマの結合方法を分析していく。

ハリントンは共和政ローマの歴史を振り返りつつ、それを主導権の獲得

19) ローマの主導権については、Saller(1982)が社会人類学のパトロネジ概念を利用したローマ史解釈を世に問うて以来、その利用の可否をめぐって論争がなされている。サラーによれば、「互酬性 reciprocal」、「個別的 personalなもので、市場取引のような商取引と区別されるもの」、「友人関係のような対等性」ではなく、異なる便益をやり取りするような「非対称的 asymmetrical な関係」の三つの要素から構成される(p.1)。このような解釈が概念の濫用と呼ぶべき問題点を含むことを指摘するのは、例えば、吉村(1993)である。

方法の違いに応じて初期と拡大期とに分けた上で、前者に顕著な結合方式を「植民地方式 colonies」による統治、後者に顕著な結合方式を「非対等型連合」による統治とする（324-325）。そして前者の「植民地方式」による統治とは、主として、本国と本国からの植民者の自由を大幅に拡大したもので、この方法での統治では、植民地で反乱が起こった場合、植民地先の一般人の土地は安堵しつつも、その反乱首謀者の土地だけを没収して、そこへ本国人を入植させる政策を採った（325）。ハリントンは、この統治方法のデメリットを明示しないが、植民地の反乱を完全には除去できないこと、つまり、反乱の発生に対しては対症療法に過ぎないと考えていたように思われる（325）。

これに対して、ローマ盛期を支えた結合方式である非対等型連合とは、どのようなものとして描かれているのか。マキャヴェッリの議論に従いながら、ハリントンは並々ならぬ興味を示しつつ、非常に詳しくこの結合方法を分析している。この統治による区分は、属人的なものと同属州的なものからなる（325）。前者はさらに二つに分かれ、第一に、ラテン市民団（法の同意権、裁判管轄の決定権）、第二に、イタリア市民団という区分である（325）。ラテン市民団が持つ権利とは、ラテン都市にすむ点以外はローマ市民権保持者と同等の政治的権利を有する権利のことであり、イタリア市民団が持つ権利とは、投票権を除いたローマの市民的の自由を享受しつつも、自らの法と官吏による自治を認められる権利のことである（325）。

これら二つの属人的区分による統治は、プルタルコスと言う「敗者をも同化させる」方法と呼ばれるローマの寛容な同化政策の中核をなしていた。つまり、統治の安定性と領域の拡大において、非征服民を殺害したり奴隷化したりしないことの意義を十分認識した結合方法である点に、ハリントンは注目している。そしてハリントンは、このイタリア市民権の付与を、「自由の付与」と呼びつつ、英国の王党派も広義の共和政支持者たちが、彼らに対して寛容に振舞っていることの意義を、この事例を基にじっくりと考えてみるが良いと脱線気味に挿入している（327）。

それでは、第二の属州的区分による統治とはどのようなものであろうか。ハリントンによれば、それは、一般的には、非征服民の「功績 merit と能力 capacity」とに依じた統治であるが、個々の属州の編入の際の事情、個別の連合内容、そして合意内容によって個々にその内実が規定されるものとする(325-326)。しかしハリントンによれば、共通する点は、ローマから行政官＝総督(その位階は征服地の格付けによる)が派遣され、司法行政、属州軍の運営や公的歳入の徴収などを担って統治を行う方式である(326)。

以上のように、主としてマキャヴェッリの議論を参照しながら、ハリントンは、共和政ローマが採用した主導権付き非対等型連合を具体例に取りつつも、属州と宗主国の結合に関する一般原則として分析してきた。しかし、本稿にとって興味深いことは、マキャヴェッリが展開する新規に獲得した海外領土を属州として編入する具体的な手続き論に移行していくのに対して、ハリントンの議論は、それに付き従わない点である。このことは何を意味するのであろうか。

4-3. パトロンとしての宗主国オシアナ

ここまで属州統治に関する一般理論としてマキャヴェッリとともに議論を進めてきたハリントンは、彼と袂を分かち、オシアナとその属州の問題に限定してより具体的な議論を進める。この点は、非常に重要である。なぜなら、ハリントンの議論の中心的視角が、宗主国と属州の関係に関する一般論や、新たに獲得された属州に関する議論には置かれていないことが明らかになるからである。あくまでも彼の議論は、具体例であるオシアナに即して進められていく。この点に関して先行研究は、本稿の冒頭で簡潔に触れたように、属州に関する一般論とオシアナに関する具体的な属州論を明確に区別しないので、『オシアナ』における拡大型共和国論を、単なる領土的拡大の主張であるか、あるいは、宗教的ミッションであるかのように短絡的に解釈してしまう。

それではハリントンは、オシアナに関する属州問題をどのように論じているのであろうか。まずハリントンは、オシアナがローマの属州統治の方法に倣おうとすることの適切さを主張——そのことは、『オシアナ』が主題とする、イングランド、スコットランド、アイルランドのなかで、どの国が宗主国たるべきかという問いにも密接に関係——するために、次の三つの観点からの追加的な考察を試みている。第一に、その正当性 *lawful*、第二に、実行可能性 *feasible*、そして第三に、崩壊可能性である（328）。第三の観点は、この結合方式こそがローマの崩壊原因に他ならないという同時代の批判の存在を念頭に、それでもなおオシアナがそれを見習っても良いと主張する趣旨からの、異論への反駁になっている。これらの点に関するハリントンの結論は、オシアナには主導権を行使する正当性とそれを担保する実行力とがあること、そして、その主導権の行使によってオシアナが崩壊することもないという内容であった。

また第二の実行可能性とは、オシアナが主導権を担う適任性を有するかどうかという点に関してであるが、これに対するハリントンの説明は簡潔で短い。それによれば、ローマと同様の統治組織を持つオシアナが、ローマに可能であった物事をなしえないとみなす意見に等しいので、改めて検討する必要がないというものであった（328）。

これに対して、第一の正当性については、次のように主張される。

共和国の統治が主導権に基づく場合、そのような共和国が世界の統治を望むことが正当なことかどうかを問うことは、その〔自由を拡大し公正さを実現する〕義務の遂行が正当かどうかを問うことや、以前よりも世界を良い状態に置こうとすることを正当であるかと問うことと同様〔に愚かなこと〕である（328）。

そして、第三の崩壊可能性についてもハリントンは簡潔に、「既に説明したように、土地基本法が導入されていれば、〔その共和国は〕崩壊も変質もしない」と主張するのであった（328-329）。

ハリントンは主導権について、さらに説明を加える。それは、他の国民を服属させた場合にも、自由(権利)を与えるという形でも発揮される。

もしも自由を享受するに値する国民を服属させた場合、〔共和政ローマの執政官の〕フラミニウスがギリシャに対して、そして〔共和政ローマの執政官の〕アエミリウスがマケドニアに対してかつて行ったように、彼らの旧来の政府が得ていた歳入の一部を自らのものとしつつ、公益のために人的・財政的な徴発をなしうる権限を含む連合の主導権を保持しながら、彼らに自由を与えるであろう(330)。

しかし、全ての服属民が、上記のような高度な自由に対応しいわけではないとハリントンは強調する。この判定能力を持つこと、「〔邪悪な〕武力に対抗して神を助けようとする国民」であること(『士師記』第5章第23節)、そして「人類全体の自由注意到注意を払っていること(さもなければ自ら自身の自由さえも享受するに値しない)」が、主導権を持つ宗主国に対応しいとする(330)。そしてハリントンによれば、それら全ての条件を満たすものが、オシアナなのである(330)。

ハリントンは、さらに具体的に上記の条件を敷衍する。詳細は次節において説明するが、宗主国に対応しい国は、土地均分相続法を制定する能力があるのかどうかに依存するのである。この指摘は、第三の崩壊可能性に関する議論にも重なっている。第三の崩壊可能性について、ハリントンは、ローマが属州の重みで崩壊したことに言及しつつ、その事例は、自らの病弱な体質 evil constitution によって水腫に患っていた人が、水を飲むことで死亡するようものと理解するべきとする。つまり、しっかりした土地法である土地均分相続法を持っていれば崩壊することは決してなかったことは明白であるとするのである(328)。

ハリントンによれば、オシアナが属州統治を行うに相応しい宗主国であるための正当性と実践可能性を担保し、崩壊可能性を回避する全てのカギは、土地均分相続法を制定する能力に由来するのである。

4-4. 宗主国の真の条件としての土地均分相続法

どの国や国民が自由を享受するのに値するのか、そして本当に、人類全体の利益を増進する資質を持つのかということは、判定が難しく、うわべにだまされやすいとハリントンは言いながらも、より確実な方法があるとする。それは、平等な土地法を制定することができたのかという基準である。ハリントンによれば、平等な土地法を確立する能力があれば、それは自由を享受するに相応しく、宗主国として主導権を行使すべきである（330-331）。この評価軸は、「あたかもひとつの共和国を形成するように、神によって計画されていたかのよう」な、オシアナ、マルペシア、パノピアという群島をなしている三国の関係描写にも用いられる。ただし、ハリントンの議論は、平等な土地法を独力で制定する能力と、独力で制定はできないがその維持が可能なレベルでの能力の区別は明示的にはない。しかし、これまでの議論から、後者を持つのが、属州に相応しいということになるのであろう。

平等な土地法を制定するときに問題になるのが、大土地所有者たる貴族層の反対であることを、第13基本則に関する立法者会議の審議における演説を提示しながらハリントンは指摘する。具体的には、「非常に高貴な家門の法定相続人にして若手議員のフィラウトゥス・ド・ガルボ閣下」からの土地法の制定に反対する発言である（231）。彼は、歴史的な事例を示しながら五つの批判を述べる。第一に、ヴェネチアなどの現代の共和国は土地法を持たないのであることから、それを不必要と判断しているからであり、したがってオシアナにとっても同様である（232）。第二に、マキャヴェッリもローマの事例に基づいて指摘するように、土地法は共和国にとって危険である（232）。第三に、旧約聖書に記載されているイスラエル共和国は土地法を持っていたにもかかわらず、結局は君主政の「くびき」の下に置かれていたことから、君主政への防御として不十分である。第四に、大土地所有が制限されることから貴族層の既存の家族制度を破壊し、その構成員の勤勉さを損なう（232）。そして最後に、土地法は実行可能性

がない (233)。

これに対して立法者のアーコン卿は、スイスやオランダの各共和国の事例は、「事実上の土地法 implicit agrarian」を持つこと（決して不必要なものではないこと）、ヴェネチアの実例は、勤労崩壊はありえないこと、イスラエルやスパルタの実例は、土地法が統治の安定と繁栄に不可欠な主たる土台であること、そして共和政ローマの実例は、「豊かな富が貪欲さを持ち込み、酒色の快楽をはびこらせ、欲望と奢侈によってあらゆる善き秩序を枯渇させ破壊するような欲求を招来」するようになったことに対する解毒剤として土地法が有効性を持つことから、それをめぐる論争が激しくなったのであり、それ自体が崩壊の原因ではないことを示していると反論する (234-236)。また執政卿は、家族関係の崩壊と土地法との因果連関は認められず、しかも土地所有の上限に抵触するものはごく少数であること、そして勤勉さへの悪影響が認められないどころか、むしろ物欲から解放された人々は共和国の公職につく名誉の獲得に精励することになると付加するのであった (236-240)。

ハリントンによればオシアナは、神意としての土地所有の平準化が進んだ結果として大土地所有者である貴族層が減少し、いまや共和政下において土地均分相続法を独力で制定するに至っている。留意すべきは、ハリントンの言う土地法とは、マキャヴェッリが『ディスコルシ』第一卷三七でその効果を否定的に言及したのとは異なり、その効果を積極的に評価されるべき法であると同時に、相続による土地の再分配に主眼を置いた法である点である。マキャヴェッリは土地法の目的を二つ挙げている。第一のそれは、「いかなる市民といえども、規定の土地より以上のものを所有できない」ようにすること、そして第二の目的は、「戦争で敵から奪った土地はローマの平民のあいだで分配される」ようにすることである²⁰⁾。マキャヴェッリにおいて重要なのは、土地財産という富の偏在とそれに対する貴

20) Machiavelli (1998), p. 79: 邦訳104頁。厚見 (2007) 第七章も参照。

族層と平民層の争いを土地法が引き起こした否定的な効果であり、しかもその否定的な帰結をもたらす土地の獲得・分配の問題であった²¹⁾。

① マルベシア統治の正当性とその関係

大土地所有者たる貴族層の反対を退けて土地均分相続法を導入したオシアナとは対照的に、マルベシアでは強靱な貴族支配が続き、民衆は家畜扱いを受けていたとハリントンは指摘している（240）。ハリントンはマルベシアとその国民性をどのように描いているのであろうか。

マルベシアは、同じ島の北部にあり、人口が多く壮健な国民を育ててきた。しかしこれまでは、〔上層階層と言う〕小枝があまりにも生い茂っていたために、一般民衆の士気は、彼らの壮健さの割には報いらなかった。ただし貴族層だけは例外で、選挙制でない国王を要しつつも、ポーランドと大体同じような方法で統治を行っていた。しかしオシアナ共和国によって、その貴族層のくびきが破壊されて、民衆は初めて自由を享受した。その〔くびきの破壊の〕見返りとして、無尽の援軍貯蔵庫を提供された（159）²²⁾。

ハリントンによれば、マルベシアでは貴族層が解体するまでは、その民衆が自由を享受することもできなかったし、また（狭義の）オシアナが支配することもできなかった。ところが、オシアナによってマルベシアの貴族層が解体され、人々は自由を享受するに至る。執政卿の演説は以下のように結論付けている。

土地均分相続法を導入できれば、マルベシアの民衆に、自由だけでなく土地財産をも与えられるのである。それはつまりマルベシアの民衆の安寧にとって私たち〔オシアナ〕の保護が必要なのであり、また私たちによる保護への見返りとしての民衆の貢献が、彼ら自身の安全につながるのです（241）。

21) Machiavelli (1998), pp. 79-81 : 邦訳105-107頁。

22) ポーランドの選挙王政については、小山（2001）を参照。

ここで、オシアナとマルベシアは、前者が独力で土地均分相続法を制定した宗主国として、後者は前者から独自の土地均分相続法を適用される属州として、統治に関するひとつの環として結び付けられているのである(331)。

この事実の制度的表現が、第13基本則においてオシアナとマルベシアの財産規定が異なる点である²³⁾。

第13基本則〔土地均分相続法〕

オシアナ、マルベシア、パノピアの土地均分相続法を次のように定める。第一に、オシアナに固有の領土内に存在する全ての土地については、現在および将来において年収二千ポンドを超える土地財産を所有し、かつ、一人以上の息子を持つ者は、その土地が年二千ポンド以上になる場合は息子たちに均分して相続させ、年二千ポンド未満の場合は、可能な限り均分し、そのなかで最も大きい部分を長子に相続させる。ただし、それは年二千ポンドを超えないものとする。また現在年収二千ポンド以上の土地を所有していない者も、既存の土地所有財産と合わせて上記の額を超えるような形で、この領土内の土地の受領、享受(相続の場合を除く)、取得もしくは購入することはできない。一人もしくは複数の娘を持つ者は、彼女たちが女子相続人である場合を除いて、結婚の持参金や寡婦産として、土地、財貨、および貨幣で千五百ポンド以上を遺贈もしくは贈与することはできない。いかなる友人や親族の男女もまた、上記の分与財産に〔自らの財産を〕追加〔的に贈与〕することによって基準を超えることもできないし、また、結婚に際して、男性〔配偶者〕は、上記以上のものを要求・取得することはできない。ただし、女子相続人は、その合法的な遺産を享受することができ、また、寡婦に対して亡父の恩恵や愛情によって遺贈されたものは、既に示した方法によって、全てその第一世代で分与されるものとする。

23) 三国の土地所有の異なる上限について、マルベシア(スコットランド)を二千ポンド、パノピア(アイルランド)を五百ポンドと取り違えているのは、浜林(1984)、110頁、岩井(2006)、218頁である。

第二に、マルベシアの領土内の土地については、オシアナの場合と同様に全面的に適用されるものとするが、マルベシアの適用される土地財産の基準額ないし特分については、五百ポンドとする。

第三に、パノピアについては、オシアナと同様に土地均分相続法が全面的に適用されるものとするが、この法規によって許容される以上の財産所有を持つものは、法に照らして有罪とされ、その超過分を国家の用に供するために没収されるものとする（231）。

つまり、ハリントンによれば、独力で土地均分相続法を制定したオシアナは宗主国に相応しく、そうすることができなかったマルベシアは、属州としての自由を享受すべきなのである。

イングランドとスコットランドの関係づけは、1540年代ごろから盛んに議論されるようになったが、そこでは封建制に基づく上級領主権（部分的には、「ブルータス神話」における長幼の序——イングランドが長子でスコットランドとアイルランドは次子であること——を参照）や、婚姻・相続関係を基に説明されることが多かったのに対して²⁴⁾、ハリントンのそれは、土地均分相続法の制定の有無に着目する点で特異な内容を持っていた。

② パノピア統治とその関係

それでは、もうひとつの属州であるパノピアはどうであろうか。ハリントンによれば、パノピアには土地均分相続法の制定の妨げとなる貴族層だけでなく一般民衆もほとんど存在しない²⁵⁾。したがって、ユダヤ人の入植

24) Armitage (2000), pp. 36-38; 邦訳49-51頁, Kidd (2006), esp., pp. 49ff., 指 (1999) などを参照。

25) ハリントンのパノピアに関する議論（例えば、「怠惰なアイルランド人」という認識など）は、大枠において、ギラルドゥス・カンブレンシス (Giraldus Cambrensis, c. 1146-c. 1223) に由来する問題含みのアイルランド認識を前提にしているように思われる。その内容上の間違いや不正確さを指摘されつつも、多数のイングランド人にギラルドゥスのアイルランド観が与え続けた強い影響については、Brannigan (1998) を参照。

またハリントンのアイルランド論は、同時代のクロムウェルによるユダヤ人政策（再入国許可）からの影響が大きいと言われている。詳細は、Liljegren (1932) を参照せよ。

先とすべきだという議論を除けば、主として、天然資源の供給地としての位置づけを与えられているだけである。ハリントンの議論に従えば、当然ながら、宗主国たる資格を欠くので、これ以上の議論はなされない。

パノピア人の国民性

パノピアは、怠惰で臆病な国民の慈悲深い母であり、隣接する島であり、古い時代に、オシアナの軍隊によって従属され、それ以降、その支配から逃れようとしてほとんど無人となり、遂に、新しい部族 race が植民されることとなった。しかし(土地が肥沃なせいか、あるいは空気のせいかはわからないが)その住民は常に変質してしまう。したがって、この国は軍隊向けの人間を生み出しそうもなければ、またそうする必要もないことを考えると、土壌が豊かで天然の貿易港にも恵まれているこの属州を、オシアナの財政に最も資するように整備することが、オシアナの利益に適ったのであろう。管見によれば、(もしも適当な時期に思いつかれていれば)ユダヤ人の植民を行えば最善であったと思われる。その場合、彼らに独自の宗教儀式と律法とを許してやれば、世界中から集まってきて十分な数になったであろう。現在は商業に従事しているユダヤ人たちも、カナンの地では(この地から追放されてから彼らは土地所有者ではなくなっている)農業に従事していたのである。したがって、肥沃な農地と良港の双方を持ったとしても彼らは両方もうまく行おうことを疑うものはいないに違いない。十分な人口を持ったパノピアは、四百万ポンドの地代を生むくらいの価値を持つであろう。そしてこれ以外にも、農業と交易からの収益があり、その勤勉な国民性をもってすれば、さらに少なくとも地代と同等の額に達する。したがって、パノピアを、ユダヤ人とその子孫たちに永代小作させることにすれば、彼らを守護する属州兵の七年分の給与の支払いと、それ以降に毎年二百万ポンドの歳入とをもたすだけでなく、属州兵に支払われる租税は、両国〔オシアナとパノピア〕にとって、他の方法では得られないような互恵協定となったことだろう。上記の方法以外でユダヤ人を共和国へ受け入れることは、共和国に欠陥を負わせることになる。なぜ

なら、彼らは、他の国民と融合することが決してなく、[物をつかむ] 手を占有しつつも、その身体 [の維持] には何の有益さも役割も果たさないので、有益な固有の国民を維持するための滋養物を吸い取ってしまうだけだからである（159）。

以上の分析から、オシアナが宗主国として相応しいかどうかに関しては、主として、マルベシアとの関係から論じられていることが明らかになった。オシアナの宗主国としての正当性は、理想的には、市民的自由や「良心の自由」の拡大を目指しそれらを達成する能力の有無にかかっていたが、具体的には、土地均分相続法（新領土の分配に関する規定ではなく相続に関する法規）の独自制定を成し遂げた点に求められていた。この点で、オシアナは、「キリストの王国」（332）とも呼ばれるのであった。

5. まとめにかえて：ハリントンにおける属州とは？

本稿では、ハリントンの属州論とは、宗主国と属州とが、平等性の名の下で、それぞれの固有の価値と能力に従って有機的な関係を作り上げる必要性をハリントンが議論していた様相を明らかにしてきた。その関係は、別言すれば、自由をめぐる宗主国と属州との双務関係の必要性を説くものであり、それが複合国家である（広義の）オシアナを統合する要であった。

ハリントンにとって属州は、属州会議と属州軍を持つ（＝宗主国と同じ権利と義務を各市民が果たす）必要があり、自治的会議と属州軍を持たない単なる海外領土は、属州とは呼ばなかった。また宗主国となる国は、全体の公平さと自由を拡大する能力＝義務があり属州はそれを支える能力・義務があった。そして、どの国が宗主国となるべきかは、土地に関する平等な法を制定し得た点に求められた。しかも土地に関する平等な法は、新領土の配分に関する法規ではなく、相続に関する法規であった。

以上のような定式化を踏まえると、オシアナにおける属州とは、マルベ

シア（スコットランド）とパノピア（アイルランド）だけであった。とりわけ、ハリントンの議論では、実際の歴史においても支配・被支配関係が摩擦を引き起こしていたマルベシアをオシアナの属州として支配することの正当性に関する議論に重点が置かれていた。

したがって、ハリントンの属州論とは、植民地拡大の余地を理論的には内包しつつも、イングランド、スコットランド、アイルランドの旧三王国の統合に重点を置いた、複合国家（とりわけオシアナとマルベシアの統合）の議論として把握すべきものと考ええる。そしてこのことを踏まえた上で、なぜ18世紀後半以降の大英帝国形成の理論としてもハリントンの属州論が参照し続けられたのかを改めて考えることができるように思われる²⁶⁾。

* 本稿の解釈は、「ジェームス・ハリントンにとっての属州とはどこのことか？」と題した学会報告（日本イギリス哲学会 第30回研究大会 個人研究報告、同志社大学、2006年3月）で提示したもので、その基本的な内容に変更はない。その後、複合国家としてイギリスを分析する共同研究（科学研究費 基盤研究B、代表：竹澤拓丈、19H01202）による成果の一部を踏まえて細部に加筆修正を施した。

<主要参考文献>

堀雅晴『現代行政学とガバナンス研究』東信堂、2017年。

Works: J.G.A. Pocock ed., *The Political Works of James Harrington* (Cambridge, 1977). (浅沼和典「ハリントンと「オーシアナ共和国」(その2～5) —『オーシアナ共和国』(翻訳)』『政経論叢』第59巻第1・2号, 1-59頁, 1990年; 第60巻1・2号, 37-77頁, 1991年; 第60巻第3・4号, 329-363頁, 1992年; 第61巻第3・4号, 479-512頁, 1993年)

Niccolò Machiavelli, *Discourses on Livy* (translated by Harvey C. Mansfield & Nathan Tarcov) (Chicago, 1998) (マキャヴェッリ (永井三明訳) 「デイスコルシ」『マキャヴェッリ全集2』筑摩書房, 1999年)

26) この点では、近年改めて脚光を浴びつつある、ハリントンを強く意識した書名を持つフレードの属州論 (Bell (2009) や Brady (2013) など) の再検討が不可避であろう。

- 旧約聖書翻訳委員会『旧約聖書Ⅰ 律法』岩波書店、2004年。
- 旧約聖書翻訳委員会『旧約聖書Ⅱ 歴史書』岩波書店、2005年。
- ウェルギリウス（岡本道夫・高橋宏幸訳）『アエネーイス』京都大学学術出版会、2009年。
- David Armitage, 'The Cromwellian Protectorate and the languages of empire', *Historical Journal*, 35 (1992), pp. 531-555.
- David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge, 2000). (デイヴィッド・アーミテージ (平田雅博・岩井淳・大西晴樹・井織早織訳)『帝国の誕生——ブリテン帝国のイデオロギー的起源——』日本経済評論社、2005年)
- David Armitage ed., *British Political Thought in History, Literature, and Theory 1500-1800* (Cambridge, 2006).
- Duncan Bell, 'Republican Imperialism: J. A. Froude and the Virtue of Empire', *History of Political Thought*, 30 (2009), pp. 166-191.
- Charles Blitzer. *An Immortal Commonwealth: the Political Thought of James Harrington* (New Haven, 1960).
- Ciaran Brady, *James Anthony Froude: An Intellectual Biography of a Victorian Prophet* (Oxford, 2013).
- John Brannigan, "A particular vice of that people': Giraldus Cambrensis and the discourse of English colonialism', *Irish Studies Review*, 6 (1998), pp. 121-130.
- Zera Fink, *The Classical Republicans: An Essay in the Recovery of a Pattern of Thought in Seventeenth-Century England* (2nd ed., Evanston, 1962).
- Andrew Fitzmaurice, 'Classical Rhetoric and the promotion of the New world', *Journal of the History of Ideas*, 58 (1997), pp. 221-244.
- James Anthony Froude, *Oceana or England and her colonies* (reprint of 1886 edition, 1972, New York).
- C. Hill, *Puritanism and Revolution: studies in interpretation of the English Revolution of the 17th century* (London, 1958).
- Derek Hirst, 'The English Republic and the Meaning of Britain', in Brendan Bradshaw & John Morrill eds., *The British Problem c. 1534-1707*

(London, 1996), pp. 192-219.

Colin Kidd, 'The Matter of Britain and the Contours of British Political Thought', in David Armitage ed., *British Political Thought in History, Literature, and Theory 1500-1800* (Cambridge, 2006), pp. 47-66.

S.B. Liljegren, *James Harrington's Oceana* (Lund, 1924).

S.B. Liljegren, *Harrington and the Jews* (Lund, 1932).

C.B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke* (Oxford, 1962).

John Morrill, 'Thinking about the New British History', in David Armitage ed., *British Political Thought in History, Literature, and Theory 1500-1800* (Cambridge, 2006), pp. 23-46.

Eric Nelson, *The Greek Tradition in Republican Thought* (Cambridge, 2004).

J.G.A. Pocock, 'Historical Introduction', in *Works*, pp. 1-152.

Richard P. Saller, *Personal Patronage under the Early Empire* (Cambridge, 1982).

Jonathan Scott, *Commonwealth Principles: Republican Writing of the English Revolution* (Cambridge, 2004).

Judith Shklar, 'Ideology Hunting: The Case of James Harrington', *American Political Science Review*, 53 (1959), pp. 662-692.

Arthur H. Williamson, 'An Empire to End Empire: The Dynamic of Early Modern British Expansion', *Huntington Library Quarterly*, 68 (2005), pp. 227-256.

Benjamin Woodford, *Perceptions of a Monarchy without a King: reactions to Oliver Cromwell's Power* (Montreal, 2013).

Blair Worden, 'English republicanism', in J.H. Burns & Mark Goldie eds., *The Cambridge history of political thought 1450-1700* (Cambridge, 1991), pp. 443-475.

Perez Zagorin, *A History of Political Thought in the English Revolution* (reprint of 1954 edition, Bristol, 1997).

浅沼和典『近代共和主義の源流——ジェイムズ・ハリントンの生涯と思想——』

人間の科学社，2001年。

厚見敬一郎『マキャヴェッリの拡大的共和国——近代の必然性と「歴史解釈の政治学」——』木鐸社，2007年。

岩井淳「複合共和政帝国論——ハリントン『オシアナ共和国』分析——」，小野功生・大西晴樹編，『＜帝国＞化するイギリス——十七世紀の商業社会と文化の諸相——』彩流社，2006年，200-228頁。

岩井淳・竹澤祐丈編『ヨーロッパ複合国家論の可能性——歴史学と思想史の対話——』ミネルヴァ書房，2021年。

指昭博「ブルータス伝説」指昭博編『「イギリス」であること——アイデンティティ探求の歴史——』刀水書房，1999年，82-100頁。

小山哲「貴族が王を選ぶ国——近世ポーランドの国王選挙」『歴史と地理』第549巻，2001年，1-12頁。

竹澤祐丈「『平等なコモンウェルス』としてのオシアナ共和国」，田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』名古屋大学出版会，2006年，14-46頁。

浜林正夫『イギリス革命の思想構造』未来社，1984年。

福田有広「共和主義」，福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』東京大学出版会，2002年，37-53頁。

吉村忠典「法的権力と法律外的権力のあいだ：古代ローマのパトロキニウムによせて」『湘南国際女子短期大学紀要』創刊号，1993年，1-30頁。